

樹木・樹林

伐採届のご案内

伐採がつぎに該当するときは伐採届の提出が必要です。

樹木 地上高1.2メートルにおける幹周りが
100センチメートル以上のもの

樹林 面積が100平方メートル以上のもの



伐採を検討している方へ

伐採を決定するまでに、保全・移植ができないか十分に検討してください。

練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例第31条に該当する場合、既存樹木を保全・移植すると緑化計画の計画緑被面積に樹冠投影面積の1.5倍を算入することができます。

書類提出から手続き完了までの流れ

1 伐採届出書の提出

(1) 提出時期

伐採予定日30日前までの提出をお願いします。

(2) 提出方法

- ア 窓口
- イ 郵送
- ウ 電子申請

ホームページから、電子申請による伐採の届出ができます。申請はLoGoフォーム（外部リンク）を使用しています。

練馬区トップページ「事業者向け」→「事業者向け情報」→「土木・建築関係」
→「樹木・樹林伐採届出書の提出」

(3) 提出書類（窓口、郵送の方）

- ア 樹木樹林伐採届出書（書式はホームページからダウンロードできます。）
- イ 案内図
- ウ 配置図
〈記載内容〉
 - *届出の対象になる伐採樹木の樹種名・樹林のエリア
 - *写真の撮影位置（矢印と番号で示す）
- エ 現況写真
 - *全景
 - *届出の対象になる伐採樹木・樹林
- オ 植栽計画図（植栽計画がある場合）

※ 電子申請の方はLoGoフォームの案内に従ってください。

2 内容の確認

提出書類の内容確認を行います。伐採樹木の保全や代替植栽について区が助言または指導を行う場合があります。

3 伐採届出書の控

控が必要な方は、1の(3)の「樹木樹林伐採届出書」を2部提出してください。内容確認が終わりましたら、検印した伐採届出書1部をお返しします。

控の受け取りを郵送で希望される方は、返信用封筒が必要となります。

4 その他

(1) 代替植栽

伐採する樹木・樹林の規模に応じた代替植栽に努めてください。

(2) 幹が分かれている場合の幹周りについて

高さ1.2メートルのところで幹が2本以上の樹木の場合は、各々の幹の周囲の総和の70%の数値を幹周りとしします。

(3) 保護樹木・保護樹林等について

伐採する樹木・樹林が保護樹木・保護樹林等に指定されている場合は、事前に指定解除の手続きが必要です。

〈担当〉みどり推進課保全係（本庁舎18階）電話 03(5984)1683

練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例（抜粋）

平成19年12月17日

条例第79号

改正 平成26年3月18日条例第11号

令和元年7月1日条例第9号

令和2年6月22日条例第26号

第5章 みどりを守りはぐくむ手続

第2節 樹木等の伐採に関する手続

（伐採の届出等）

第40条 つぎに掲げる樹木または樹林（以下「樹木等」という。）の所有者は、当該樹木等を伐採しようとするときは、伐採する日の30日前までに、規則で定めるところにより、区長に届け出るものとする。

- (1) 樹木 地上高1.2メートルにおける幹の周囲が100センチメートル以上のもの
- (2) 樹林 面積が100平方メートル以上のもの

2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号に掲げる行為については、届出を要しない。

- (1) 樹木等の維持管理のために行うせん定
- (2) 樹木等の維持管理のために行う間伐
- (3) 危険な樹木の伐採
- (4) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

3 区長は、第1項の規定による届出を行った樹木等の所有者に対して、必要な助言または指導を行うことができる。

（代替植栽）

第41条 前条第1項の規定による届出を行った者は、伐採後、代替の植栽に努めるものとする。

令和6年（2024年）10月発行

連絡先

練馬区 建築・開発担当部 開発調整課 緑化審査係

TEL 03（5984）2406（直通）

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1（本庁舎15階）



練馬区の木 コブシ